

大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援計画に関する新行動計画 2023」における基本的考え方を踏まえ、大阪府域の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して大阪府内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「大阪PF」という。）を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置することとする。

大阪PFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、就職氷河期世代への支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けることとする。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体で構成し、各機関・団体の1名に対し大阪労働局長が委嘱する。

なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

①大阪労働局

- ・大阪PFとりまとめ事務局（主担当）
- ・大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②大阪府（商工労働部）

- ・大阪PFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③大阪府（福祉部）

- ・管内市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整

- ・市町村 P F における経済団体等への対応依頼等に関する市町村との連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・市町村 P F と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・各種支援策の周知、広報
- ④大阪市・堺市
- ・各種支援策の周知、広報、実施
- ⑤就労支援機関（(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部）
- ・職業訓練の充実
 - ・大阪 P F とりまとめ事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
- ⑥地方関係機関（近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、近畿厚生局）
- ・関係業界、団体への協力要請
- (2) 労働団体、経済団体、業界団体等
- ・就職氷河期世代の積極採用や正社員化の促進支援、行政支援策等の周知
 - ・大阪 P F とりまとめ事務局への政策提案

4 大阪 P F における取組事項

大阪 P F においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の 3 類型の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

②長期にわたり無業の状態にある者

- ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者（※）

（※）社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(2) 目標、K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

①上記（1）の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P Iを可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

(3) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

大阪府内の就職氷河期世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(4) 市町村P Fとの連携

大阪府（福祉部）は、市町村P Fの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・市町村P Fの設置に関する市町村への働きかけや市町村P Fの運営に関する市町村への助言等
- ・府レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・府を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、管内市町村P Fの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

(1) 大阪P F会議に座長を置き、大阪労働局職業安定部訓練課長をもって充てる。

(2) 上記4の協議を行うため、原則年1回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

大阪P Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和5年4月1日より施行する。

(別表)

(1) 行政機関	大阪労働局
	大阪府
	大阪市
	堺市
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部
	近畿経済産業局
	近畿運輸局
	近畿地方整備局
	近畿厚生局
(2) 労働団体、経済団体、業界団体	日本労働組合総連合会大阪府連合会
	公益社団法人 関西経済連合会
	大阪商工会議所
	大阪府中小企業団体中央会
	一般社団法人 大阪建設業協会
	一般社団法人 大阪府トラック協会
	一般社団法人 大阪府警備業協会
	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会